

令和 9 年 4 月保育所等の利用申請等について

1 申請期間

(1) 一次調整

受付期間	令和 8 年 1 0 月 1 日 (木) ~ 1 1 月 2 7 日 (金)
※郵送・オンラインによる申請の締切	令和 8 年 1 1 月 1 3 日 (金) まで
窓口予約期間	令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) ~ 1 1 月 6 日 (金)
休日受付	令和 8 年 1 1 月 8 日 (日)
希望園の変更・追加締切	令和 8 年 1 2 月 4 日 (金)
結果通知発送	令和 9 年 2 月 2 日 (火)

(2) 二次調整

受付期間	令和 8 年 1 1 月 3 0 日 (月) ~ 令和 9 年 2 月 1 2 日 (金)
※郵送・オンラインによる申請の締切	令和 9 年 1 月 2 9 日 (金) まで
希望園の変更・追加締切	令和 9 年 2 月 1 2 日 (金)
結果連絡	令和 9 年 2 月下旬

(3) 出生前の申請

一次調整及び二次調整は、出生前に利用申請を行うことができる。

令和 9 年 2 月 3 日までに出生した場合	⇒ 4 月入園調整の対象
令和 9 年 2 月 4 日以降に出生した場合	⇒ 5 月入園調整の対象

(4) 受付場所

保育課 認定・入園担当 (区役所 6 階 3 番窓口)

2 対象施設

類型	施設数
区立認可保育所	1 1
区立認定こども園	3
私立認可保育所	3 6
私立認定こども園	2
小規模保育所	1 1
事業所内保育所	2
家庭的保育事業	4
計	6 9

3 保育所入所基準の一部改定

保護者・児童の状況をより適正に判定するため、保育所入所基準の一部を改定する。

(1) 主な改定内容

多胎児の同時申請（転園申請は除く）の場合の加点を行う。 ±2

(2) 適用時期

令和8年11月利用開始分の入所調整から適用

4 台東区認証保育所等保育料助成の要件見直し

認証保育所等を利用する世帯に対する支援の適正化を図るため、保護者の就労、疾病、看護等により 「児童が保育の必要性の認定を受けていること。」を補助の要件に追加する。

(1) 必要となる手続き

就労証明書等必要書類を付した申請をもって認定を受ける。

(2) 適用時期

令和9年4月利用に対する助成分から適用